

建 第 1090 号
昭和 56 年 7 月 18 日

土木事務所長、新潟市建築指導課長、長岡市建築指導課長 殿

新潟県土木部長

新潟県建築基準条例の一部を改正する条例の施行について（通知）

新潟県建築基準条例の一部を改正する条例については、昭和 56 年 7 月 18 日付け建第 1088 号で通知したところですが、その細目は、次のとおりです。

1 災害危険区域の指定基準について

雪崩又は地すべりを理由とする災害危険区域については、現在雪崩又は地すべりの発生機構が必ずしも十分解明されていないので、原則として現に被害の発生した区域であって、住宅の移転事業を行うことを予定している区域又は災害発生のおそれが著しく高い区域で移転事業を行う必要のある区域について、別紙「災害危険区域指定基準」により指定するものとする。

2 ただし書きについて（第 7 条第 1 項、2 項、3 項）

(1) 建築物の構造若しくは敷地の状況

建築物の構造については、構造形態を工夫することによって、雪崩等の衝撃力を緩和又は回避する方法あるいは、建築物の柱、壁、基礎等の構造体を常識以上に剛強にすることによって、雪崩等の衝撃力に抵抗する方法などが考えられること。

また、建築物の敷地については、災害危険区域の指定が、行政執行を能率的かつ効率的に行う必要上、ある程度広い範囲を面的に指定することとなるため、区域に含まれた中でも敷地又は敷地の周囲の地形によっては、部分的に被害を受けるおそれのない区域が存在することが考えられること。

(2) 防護施設若しくは防止施設の設置の状況

防護施設とは、雪崩等の衝撃を受け止めて阻止する防護壁スノーシェードその他これらに類するものをいい、防止施設とは雪崩等の発生を未然に防止するための階段工法、柵工法、雪庇防止工法、雪崩防止林、地すべり防止施設その他これらに類するものをいうものであること。

3 鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上に堅固な構造（第 7 条第 2 項、3 項）

同等以上に堅固な構造には、鉄骨鉄筋コンクリート造りはもちろんのこと・部材断面の大きさ、構造形式によっては、たとえ木造でも該当するものがあり得ること。

4 災害危険区域の指定について

知事は、災害危険区域の指定に当たっては、関係市町村長の意見を聴取することとなっているが、災害の発生は、地形、地質、気象等地域の特殊性と密接に関係があるところから、地域の実情を最もよく掌握している市町村長から意見書の提出があった場合に指定することとする。

なお、市町村長からの意見書の様式等については、別紙昭和 56 年 7 月 18 日付け建第 1089 号の市町村長あて通知によるものとする。